

健康福祉部の「運営方針と目標」（平成 22 年度）

健康福祉部長 城所 吉次

健康福祉部調整担当部長 後藤 省二

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生きがいを持って暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などが充実したまちづくりを目指します。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」と「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」の推進を図り、あわせて「第四期三鷹市介護保険事業計画」に基づく介護保険事業の適切な運営や「第2期三鷹市障がい福祉計画」に基づく障がい者施策の一層の推進に取り組むとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法等に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の4課と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、生活保護法に基づく援護等の生活福祉に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者（児）の社会的な自立等を目指して相談・療育・訓練などを行っています。

2 部の経営資源（平成 22 年 4 月 1 日現在）

①職員数

職員数

健康福祉部職員 130 人

職員比率（正規職員）健康福祉部 130 人 / 市職員 1,026 人 職員比率 約 12.7 %

②予算規模

予算規模

平成22年度健康福祉部予算額

一般会計 13,309,238,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 12,066,222,000円

介護サービス事業特別会計 1,046,613,000円

介護保険事業特別会計 9,883,628,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・ 諸計画の実施・遂行による福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で、「三鷹市健康・福祉総合計画 2010（改定）」、「第四期介護保険事業計画」、「第2期障がい福祉計画」等を推進し、お互いに支えあう地域社会の構築、そしてライフステージの様々な場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスを整備していきます。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊重しあう、地域風土と地域社会の形成にも努めていきます。

本年度は、平成23年度に策定が予定されている「三鷹市健康・福祉総合計画」、「介護保険事業計画」、「障がい福祉計画」等について、ニーズ把握のための実効性のある実態調査などに取り組みます。

・ 住民との協働を柱とする地域ケアの推進

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡大と充実を図っていきます。

本年度は、地域ケアネット井の頭、地域ケアネット新川中原、地域ケアネットにしみたかの活動の一層の充実を図るとともに、東部地区においてもネットワークの設立に取り組むほか、「地域福祉フォーラム（仮称）」を開催します。

また、新川地区の地域包括支援センターの整備に伴い、介護サービスの拡充を図っていきます。

このほか、傾聴ボランティアや認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター養成と活動支援に引き続き取り組み、地域福祉を担う人財の確保と育成を進めていきます。

・ 健康づくり・介護予防事業、新型インフルエンザ対策、各種検診等の推進

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を、特定健診・保健指導事業との連携を強化する中で、一層の充実を図っていきます。このほか、各種がん検診の拡充による、がんの早期発見、早期治療の促進や、妊婦歯科健診の拡充等を実施し、健康確保の充実を進めていきます。

また、「三鷹市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、医師会・保健所等関係機関と連携しながら、新型インフルエンザ対策を推進していきます。

・ 障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ようにするための環境の形成・整備を目標とする、多様な障がい者自立支援諸施策の拡大・充実を進めていきます。その一環として、民間法人が行う施設整備への支援を行っていきます。

北野ハピネスセンターについては、「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」（報告書）を踏まえ、障がい児の相談・療育の中央センターとしての機能の拡充を図り、障がい児一時保育の実施など障がい児支援を拡充していき

ます。また、成人部門についても、重度者の受け入れ対応として、送迎等の体制や施設のバリアフリー化など環境整備を進めていきます。

・セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージの様々な場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図っていきます。

本年度は、就労や就業などで困難を抱えている被保護世帯に対し、生活保護の負の連鎖を食い止め、若者の自立を支援するための事業を進めていきます。

また、災害時要援護者支援事業に取り組み、安全安心の地域生活環境の充実に努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 地域ケア推進事業の拡充（高齢者支援課）（「施政方針」掲載事業）

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるために、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の拡大と充実を図ります。

井の頭地区では、相談サロン、「ちょこっとサービス支えあい」事業の拡充を図るなど高齢者の孤立化や閉じこもり防止に努めます。新川・中原地区及び西部地区では、地域の生活課題を整理し、学習会等の開催を通して、具体的な事業の検討を行うなど生活課題解決に向けての活動を支援します。また、東部地区においての地域ケアネットワークの設立に向けて準備を開始します。傾聴ボランティアについては、スキルアップ講座を開催するとともに在宅高齢者への傾聴活動の拡充を行います。認知症ケアについては、認知症キャラバンメイトの活動支援による啓発事業の継続とスキルアップ及び三鷹市における認知症ケアの枠組みづくりに努めます。さらに、ルーテル学院大学等と協働して地域福祉ファシリテーター養成講座を開催するなど地域での福祉人財の育成を図ります。

（目標指標：井の頭地区：事業の継続実施を行います。新川中原地区及び西部地区：生活課題の整理、事業の検討等生活課題解決に向けての活動を支援します。地域ケアネットワークの拡大：東部地区での地域ケアネットワーク設立準備に取り組みます。傾聴ボランティア：在宅高齢者への傾聴活動の拡充を図ります。認知症ケア：認知症キャラバンメイトの活動支援を図りつつ、市の認知症ケアのための枠組みづくりに努めます。地域福祉人財の養成：地域福祉ファシリテーター養成講座等地域福祉人財養成事業を実施します。）

2 介護老人福祉施設等の整備に伴う介護サービスの拡充

（高齢者支援課）（「施政方針」掲載事業）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者の解消を図るとともに、様々な高齢者ニーズに対応できるよう、UR都市機構が所有していた「新川島屋敷地区」に社会福祉法人が事業を開始する介護老人福祉施設・通所介護事業所・居宅介護支援事業所等を中心として、介護サービスの充実に努めます。

また、市内で7か所目となる地域包括支援センターが、介護老人福祉施設に併設されます。地域の高齢者等の総合相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を通して、総合的に高齢者を支える体制の充実に努めます。

（目標指標：介護老人福祉施設への三鷹市民の入居に努め、待機者の解消を図ります。）

3 障がい者施設の整備費の助成（地域福祉課）〈「施政方針」掲載事業〉

障がい者の卒業後等の日中活動の場の確保を図るため、社会福祉法人が整備を進める、平成 22 年度開設の障がい者生活介護事業所にじアート、平成 23 年度開設予定の障がい者就労支援事業所はばたけ第二（仮称）、障がい者就労支援等事業所巣立ち風の建設費等の一部を補助します。

障がい者生活介護事業所にじアートについては、平成 22 年度 1,500 千円を補助し、平成 23 年度～41 年度（債務負担）で 28,500 千円（限度額）を補助します。また、障がい者就労支援事業所はばたけ第二（仮称）と障がい者就労支援等事業所巣立ち風については、平成 23 年度～42 年度（債務負担）で 30,000 千円（限度額）を補助します。

（目標指標：障がい者生活介護事業所にじアートには安定した運営等の促進、また、障がい者就労支援事業所はばたけ第二（仮称）と障がい者就労支援等事業所巣立ち風については、建設等の計画的な実施についての協議）

4 健康づくり・介護予防事業の推進（健康推進課）

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし、要支援、要介護となることを予防するため、65 歳以上の高齢者を対象に運動機能や口腔機能などの生活機能向上を目指して地域の健康づくりの活動と連携した介護予防事業を推進します。地域包括支援センターとの連携による研修会や、特定高齢者を対象とした啓発事業である「元気な今から介護予防」を実施し、介護予防についての理解や体力測定、健康相談を行い、介護予防事業への参加につなげていきます。

今年度は、介護予防事業の終了者について、自主グループのコーディネートと講師派遣に取り組み、地域で継続した健康づくりの活動を支援していきます。

（目標指標：①高齢者の 3.5%（およそ 1,000 人）の介護予防事業への参加、市事業参加終了者の自主グループ化）

5 健康・福祉総合計画等の策定に向けた取り組み（実態調査等）

（地域福祉課等）〈「施政方針」掲載事業〉

平成 23 年度に策定が予定されている「三鷹市健康・福祉総合計画」を始め「介護保険事業計画」、「障がい福祉計画」等について、今年度はニーズ把握のための実効性のある「高齢者・障がい者等の生活と福祉実態調査」を実施します。同時に、諸計画の達成状況の集約を図るとともに、子ども政策部と連携を図りながら、学識経験者から意見をを得るなど計画策定に向けた準備に取り組みます。

（目標指標：高齢者・障がい者等の生活と福祉実態調査の実施、及び学識経験者からの意見をを得るなどの計画策定準備）

6 地域福祉フォーラム（仮称）の開催－市制施行 60 周年記念事業－

（高齢者支援課）〈「施政方針」掲載事業〉

今後の持続可能な地域ケア活動のための視点や仕組みづくりなどをともに学び、多様な団体・機関との連携を深める中から、三鷹における地域福祉のコミュニティ「力」により、地域ケアネットワークの活動の一層の向上と展開に資するために地域福祉フォーラム（仮称）を開催します。

（目標指標：地域福祉フォーラムの開催、開催に向けた各地域ケアネットワーク等との打合せ会議）

7 被保護世帯自立促進事業（健康管理、金銭管理、子ども・若者支援）の実施

（生活福祉課）〈「施政方針」掲載事業〉

被保護者のうち、居宅生活を送っている精神障がい者や認知症の高齢者等に対し、健康管理支援員が中心となり、地域の関係機関などと連携しながら通院や服薬管理等を支援するとともに、金銭管理が困難な被保護者に対しては、地域の社会福祉法人と協働して金銭管理事業を実施することで、自立に向けて地域での安定した生活が送れるよう支援します。

また、不登校や引きこもり状態により、社会生活が困難となっている被保護者に対し、子ども・若者の自立や社会参加支援に取り組んでいる地域のNPO法人と協働し、地域の関係機関などと連携しながら、不登校や引きこもり状態などの早期解消を図り、自立に向けて社会適応能力の向上と適切な人間関係の維持等が可能となるよう支援します。

(目標指標：自立支援プログラムに登録し、優先順位の高い方から支援を実施します。)

8 新型インフルエンザ対策の推進（健康推進課）〈「施政方針」掲載事業〉

市民生活の安全安心を確保するため、新型インフルエンザの流行段階に応じて対策を継続するとともに、パンデミック期を想定した市の事業継続計画(BCP)の検討・策定を行います。発熱外来の整備の補助、医薬品、防護服等の段階的な備蓄を行っていきます。今後も必要な対策の検討などに取り組みます。

(目標指標：新型インフルエンザ対応の事業継続計画検討・策定、発熱外来等の整備、備蓄品の購入等を進めます。)

9 災害時要援護者支援モデル事業の推進（高齢者支援課）〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、これまで21年度に実施したモデル事業の分析と課題検証を踏まえながら、モデル事業の手法の改善とマニュアル作成、段階的な全市展開に向けた要綱の作成等、準備を進めます。

(目標指標：モデル事業実施町会での支援マップづくり等への支援の継続と要援護者把握調査実施マニュアルの作成に当たってのモデル事業実施町会との情報・意見交換)

10 北野ハピネスセンター乳幼児小集団療法及び障がい児一時保育事業の実施

(北野ハピネスセンター) 〈「施政方針」掲載事業〉

市内の集団での保育が難しい子どもの日中預かりの市民のニーズに応えていくため、障がい児一時保育事業に取り組めます。

心身の発達に遅れや特性があると認められる乳幼児の相談件数が増加していることを踏まえ、療育提供方法の一つとしての小集団療法を新たに実施します。市内唯一の療育専門通園施設として市民のニーズと障がい児の増加にきめ細かく対応するため、小集団療法の効果や具体的方法を検証します。このことにより、早期療育システムの適切な提供方法の再構築、具体的な療育提供回数の増加につなげ、子どもの発育発達支援の拡充と向上を図ることにより、市民のニーズに応えていきます。

(目標指標：障がい児一時保育事業一時間当たり2人)

11 井の頭地域福祉支援センターの開設と運営（高齢者支援課）〈「施政方針」掲載事業〉

65歳以上の高齢者世帯や日中独居高齢者の生活実態を把握し、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し適切なサービスへつなげるとともに、緊急通報システム等を活用した緊急時対応により在宅生活での安心を確保する地域福

祉支援センターを井の頭地区に開設し運営を行います。
(目標指標:井の頭地域福祉支援センターの開設、緊急通報システムの設置普及、総合相談窓口の設置運営)

12 妊婦歯科健診の個別化の実施(健康推進課)〔「施政方針」掲載事業〕

妊娠中はホルモンバランスや生活習慣および環境の変化などにより口腔内疾患を誘発しやすくなっています。特に歯周疾患に罹患すると早産のリスクが増加するため、従来の歯科健康診査(集団で月2回実施)を個別健診方式に改め、受診しやすい健診環境をつくります。

(目標指標:妊婦歯科健診の受診率30%)